構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都新宿区

2 構造改革特別区域の名称

専門職育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

東京都新宿区の全域

4 構造改革特別区域の特性

新宿区は、大学・専修学校等の多い文教地域であるとともに、業務商業系を中心と した企業が集積している。

更に、新宿区は交通アクセスの良さに加えて、多様な人材・産業・情報の集積、豊富なオフィスなど、事業を行うには卓越した優位性をもっており、未来をリードする新産業を創出することが可能な地域である。

一方、経済を取り巻く状況は、グローバル化、規制緩和、産業の空洞化、技術革新など、大きな構造的変化の中にあり、職業人に求められる能力も高度化してきている。

新宿区は、区内の産業政策において「企業経営の改革による既存産業の強化と新産業の創出」を目指しており、高度なIT教育の充実をはじめ実社会で即戦力となる専門性の高い人材の育成が求められている。

このような現状の中で、専門職育成特区として、株式会社による大学を誘致することにより、学校教育の場に専門性を重視した職業訓練を取り入れ、最先端の知識と技術をもった人材を育成できる。また、近年若年層の就職が困難な状況にあり、実社会と連携をとった教育を行う株式会社による学校と地元企業が十分に連携することにより、地元企業への就業に結びつけることも可能である。また、夜間大学院留学生受入れ事業による海外からの留学生の受入れ体制を整備し、優秀な留学生に夜間大学院の門戸を開くことにより、大学院における多様な知識・技術を持つ学生相互の交流を実現し、国際社会の第一線で活躍することができる、高度専門職の教育機能の強化を図ることもできる。更に、ITユーザやプログラマの国家資格取得に関する特例を有する講座を区内の教育機関等で開設することにより、高度なIT資格を有する専門性の高いユーザや技術者を育成するインフラを整備することができる。

新宿区が目指す21世紀の柱となるべき産業を創造するために、更には既存産業の 改革をして活力に満ちた産業を再構成するためにも、次世代産業活動を担う優れた「人 材」を輩出する教育改革が必要であり、専門性を重視した教育は十分に役割を果たす と期待できる。

5 構造改革特別区域計画の意義

第一に、特区における株式会社学校設置を実施することで、学校教育の場に職業訓練を取り入れる改革の先陣をきることが可能となる。いわゆるダブルスクールの実態は、現下の厳しい経済情勢のもとでは、家計に相当の負担をかけていることが予想され、地域の個人消費を冷え込ませる一因になっている。更に、近年深刻化する若年者の就職問題に関し、地域経済を担う有望な人材を育成することは急務である。

このような状況のもと、即戦力となる人材を地域に輩出することにより、新しいビジネスの立ち上げや既存産業の再構築に繋がるとともに、地域産業の活性化が期待できる。 また、新宿区は日本をリードする企業の集積や国際的にも開かれた地域であり、この 新宿区で専門性の高い人材教育を行うことの意義は大きいと考える。

更に、若年者の流入が高い新宿区において、若年者が有為の人材として社会貢献できるチャンスを創ることは、少子高齢社会の活性化に不可欠である。

この度、大学設置を行う予定の株式会社東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供しており、同社の設置する大学は、専門性と共に幅広い教養を兼ね備えた人材を育成する教育・研究体制を充実させている。このような専門人材育成の実績がある株式会社こそが、高等教育を行う大学と就職・転職に役立つキャリア教育を求める新宿区の地域社会を有機的に結びつけ、実効あるキャリア教育を開発し、即戦力の専門人材を育成することができる。

また、同社が大学を設置することにより、産学連携の強化及び地域産業の活性化を図ることができる。本区は数多くの大学、民間企業等が集積している地域である。このような地域で新たな教育産業が創出されることにより、高度なキャリア教育を受けた専門人材が地元企業に即戦力として就業する。更に、高度な能力を持つ学内の研究者や教授陣が、地元企業や地域産業界と交流し、地域におけるアドバイザーやコーディネーターといった牽引的な役割を果たすことが期待できる。

これらを踏まえ、本計画では、教育分野における産学官の協調という考え方のもと、当区内の大学間における連携強化の一助となり、当区における学術水準を高めることが可能となる。区内に株式会社立大学が設置され、区と企業との連携を行うことによって、経済団体・企業を対象とした実務能力向上セミナー(IT・語学・管理職研修など)をはじめとする産学官連携促進事業への参画、区内の各大学等との協力のもとでのビジネス支援講座の開催が可能となる。また、従来の学校法人設置による大学よりも種類に富んだ講義形式を提供し、講義を受講するための時間も、学生各人の都合に応じて設定できるなど、株式会社立大学は、学生のみならず社会人に対しても勉学の場を提供する役割を果たし、生涯学習の拠点となりうる。そして実務専門教育を行うことで、経営、IT、会計、法律、福祉、人事労務等サービス業を中心とした産業の経営に必要な知識を身に付けた人材の育成が可能となる。その結果、産業の生産性が向上し、既存産業が強化される。更には実務専門教育によって経営ノウハウを身に付けた起業家によって、新

規産業が創出されることも期待される。

第二に、特区における夜間大学院留学生受入れ事業を実施することで、国際社会で通用する高度専門職の養成機能を強化することが可能となる。

この度、夜間大学院留学生受入れ事業を行う予定の法政大学大学院の夜間コースでは、 社会の第一線で活躍する社会人が、大学院のプログラムを学ぶとともに、異業種等に所 属する学生と交流することにより、知的交流を重ね、現職でのキャリア・アップや新た な職業分野への積極的進出を図っている。

特に、夜間コースの各プログラムの研究教育対象は、国際化の進展と不可分の関係にあり、諸外国での就学・就労経験のある留学生の参画による相互交流が期待されている。現状では、夜間大学院の留学生については、「留学」在留資格が認められていないため、他の在留資格を取得することができない限り留学生の受入れができず、十分な成果を上げることが困難である。

このため、夜間大学院留学生受入れ事業の特例措置を適用することにより、多様な知識・技術を持つ学生相互の交流を実現し、高度職業人教育機能の強化を図ることができる。留学生を含めた学生相互の交流には、相互理解と多文化交流を促進する効果も期待される。更に、修了生が企業、行政等多様な分野で活躍することを通じ、地域経済を活性化することも期待される。

また、留学生が、ボランティア等の活動を通じて地域社会と交流することにより、地域における外国人と日本人との多文化交流と共生を促進していくことも期待される。

第三に、特区における修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業並びに修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業の特例措置を実施することで、国際競争力に耐えうる高度IT技術者の養成機能を強化することが可能となる。

この度、修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業並びに修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業を行う予定の、学校法人電子学園の設置する日本電子専門学校は、昭和26年に日本ラジオ技術学校として創立されて以来50年以上にわたり新宿区において時代に即した実践的なエンジニア教育を行ってきており、このような学校が「通学の利便性」に優れている本区で高度なIT教育を行うことは、おおいに意義があることだと考える。

以上のように、当特区の実現により、新しい分野での産業を牽引する人材を育成するとともに新宿区の持つポテンシャルが最大限に引き出される。このことが、地域ばかりでなく日本国内産業ならびに経済の活性化、雇用問題の解決、更には多文化共生をも促進する役割を果たすと考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1)地域産業を担う人材の育成

前述のとおり、新宿区は商業・文化の中心地であり、多くの人々の活動と交流の場となっている。そして、産業の構造改革が求められている今、起業や経営に必要な知識及び活力をもった人材、そのような人材を育成する環境が必要とされている。しかし、従来の大学は、学生・社会人が要求する教育内容を提供できているとは必ずしも言えない。そのため、学生や社会人は各々が通う学校や会社とは別に、自身が求めているスキルを身につけるための学校に通っているという事態が生じている。そしてまたその一方で、若年者が卒業後の就労につながりにくい状況を招いている。

本計画の実施により、当地域におけるこれらの状況を改善し、高等教育機関同士が学生の視点に立って教育内容そのもので真摯に競い合うことで教育産業を活性化することができる。そして実務専門教育を行う株式会社立大学が設置されることによって、地域産業の経営を担う人材を育成することが可能となる。その結果、産業の生産性が向上し、既存産業が強化されるものと期待される。

また、就学や就業に最適な交通アクセスの良さを持つ本区は、起業に適した地域でもある。修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業並びに修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業を行うことにより、高度なIT技術を修得できるインフラが整えば、専門職を育成する特区としての新宿区に、教育機関、IT関連企業、就学希望者、IT関連技術者が集まって、新産業創出に対する機運が高まり、未来の新宿区の地域産業を担うことに繋がることが予測される。これらの動きは、教育機関と産業界の協力関係の強化に拍車をかけ、インターンシップや産学連携などの動きが活発になり、国家戦略である「e‐Japan戦略」の重点政策の一つである、「IT技術者育成強化」へと繋がっていくものと期待される。

(2)地域及びわが国全体の経済活性化

経済活動の基盤をなすのは、「人」である。そして、「人」を形作るのは、「教育」である。つまり、教育の活性化は、経済活動の活性化につながる。

高等教育の活性化は、新宿区においてのみならず国家全体に関わる問題である。株式会社立大学を設置することによる、新宿での高等教育機関の成功事例は、全国の高等教育機関を刺激し、若年者就職問題の解決等に役立つとともに、わが国全体の経済活性化につながることが期待される。

(3)地域における多文化共生

海外の優秀な人材である夜間大学院留学生の受入れは、当該大学院での修学における 学生相互の交流による異文化間に理解と交流を促進する効果が期待できるだけでなく、 留学生が、ボランティア等の活動を通じて地域社会と交流することにより、地域におけ る外国人と日本人との多文化交流と共生を促進していくことも期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1)学校設置による経済効果

直接的な経済効果

株式会社による学校が設置されることにより、本区において新たに学生人数の増加が見込まれる。学生増加による直接の効果として、学校周辺の商圏の活性化や書籍・文具等の必要品の消耗が増えることによる消費の増加が見込まれる。更に学校設置に伴い、学校スタッフの増員が行われることにより雇用の創出にもつながる。

学校設置の初期には設備の増強等の需要が見込まれ、この結果として特別区域において工事による資金投下が見込まれる。具体的には大学設置により初年度に 100 名、翌年度 200 名、3 年目 300 名、4 年目 400 名の定員が見込まれる。学生 1 か月 1 名あたり食費、書籍、文具等により 3 万円の消費をなすと仮定するならば、初年度に月額 360 万円から順次増額していき 4 年目には月額 1,320 万円となり、年額に換算すると 1 億 5,800 万円の新たな消費が見込まれる。更に学校スタッフとして 4 年間で概ね 100 名以上の追加雇用が見込まれ、地域における雇用の創出に貢献する。スタッフ 1 か月 1 名あたり食費、書籍、文具等により 3 万円の消費をなすと仮定するならば、月額 300 万円となり、年額に換算すると 3,600 万円の新たな消費が見込まれる。学生・スタッフが増えることによる周辺商圏における追加雇用も見込まれる。

以上のとおり、学校設置により概ね 1 億 9,400 万円の需要増加、および毎年 200 名を超える卒業生の輩出、また、100 名以上のスタッフの新規雇用の創出がなされると考えられる。単一の事業者の参画により、上記の結果を得る形になり、今後の事業者の拡大によっては、効果が更に期待できる。

間接的な経済効果

基礎的な地方公共団体にふさわしい事務権能の拡充と財政自主権の確立を目指している本区としては、財源をいかに確保するかは重要な課題である。今後、企業や大学等を多数抱える当区の地域特性を踏まえ、地方税源の移譲などについて求めていくるところである。これら税源がいずれ適切に本区に移譲され、安定的・恒久的な財源確保の道が開かれることを念頭におけば、本構造改革特別区域の設置は、本区の歳入確保に役立つものと考える。

(2)学校設置による社会的効果

本区において株式会社による学校が設置されることにより、高度人材教育を受けた卒業生達が輩出され、社会において就職する。株式会社による学校は、社会の求める即戦力人材供給を実現し、卒業生は就職した先の会社における労働生産性を高める。

また、株式会社による実務専門教育を学校が実施することは、社会において実務専門教育に対する認知度を高めることになる。わが国の産業構造は農林水産業・製造業といった第1次・第2次産業中心から、サービス産業である第3次産業中心にシフトしつつあるが、サービス産業の中でも知的財産サービス産業の発展は今後ますます期待される。株式会社による学校が行う実務専門教育は、法律・経済・IT等のサービス産業の成長に役立つことを教え、知的財産サービス業の発展に大きく寄与するものである。新宿区はサービス業を営む企業を多数抱えて、株式会社立大学で学んだ実務専門教育を実践と

して活用する場が数多くある。それ故、新宿区において株式会社による学校を設置することは、サービス業の成長に大きく寄与する実務専門教育の認知度を高め、そこで学ぶ人は区内に数多くあるサービス産業を実践の場として、実務専門知識を活用して企業の発展に大きく貢献することにつながる。

新宿区における株式会社の学校設置による産業育成及び産業活性化の成功事例は、他の自治体に対しても積極的な手本となり、ひいてはわが国全体に波及していくものと考えられる。同時に知的財産サービス産業を国の重要な産業と位置付けることにつながっていくことになる。

(リーガルマインド大学設置による就職・起業・雇用創出見込み)

リーガルマインドが20余年にわたって輩出してきた各種資格試験の合格者数は、約2万名である。そのうち60%の約1万2000名が起業(独立開業)したものと思われる。(日本弁護士連合会の調査によれば、弁護士の約85%が独立開業している。日本弁理士会の調査によれば、弁理士の約54%が独立開業している。日本税理士会連合会の調査によれば、税理士の約82%が独立開業している。これらの統計値から、少なくともリーガルマインド出身合格者の60%は独立開業していると考えられる。)

以上の実績から計算すると、2009 年 3 月にリーガルマインド大学新宿キャンパスを卒業する約 100 名の内、60%の 60 名程度が起業すると考えられる。また、中には事業を拡大し、新たに従業員を雇用する者も出現する。総務省統計局、個人企業営業状況調査(平成 13 年 3 月)によれば、個人企業(サービス業)の従業員数が平均約 2.3 人であることから計算すれば、1 期の卒業生だけで 78 名の雇用創出が期待できる。

また、大学の卒業生を専門職分野ごとに分けて考えると、法律系プログラム(法曹育成・司法書士・弁理士)と経済系プログラム(公認会計士・税理士・社会保険労務士・中小企業診断士、不動産鑑定士)に分けられる。その際、法律系プログラムの学生は全学生中20%を占めると推測され、経済系プログラムは全学生中20%を占めると推測される。

更にリーガルマインド大学は、正規学生を大幅に上回る科目等履修生を受け入れる。 リーガルマインド大学新宿キャンパスで年間約 1,500 名の科目等履修生を受け入れる予 定であり、その 15%にあたる約 225 名が起業すると考えると(科目等履修生は、必ずし も 1 年で目標の資格が獲得できるとは限らない。正規の学生と同様、資格取得に 4 年か かるもと想定し、正規学生のパーセンテージの 4 分の 1 とした。) 1 期で約 290 名の雇 用を創出することができる。正規の学生による効果と合わせると、1 期で約 300 名が起 業し、約 390 名の雇用を創出することが期待できる。これは、10 期で約 3,000 名が起業 し、約 3,900 名の雇用を創出することを意味する。

(3) 夜間大学院留学生受入れによる経済的・社会的効果

法政大学大学院の外国人留学生数(平成15年度年度実績)は、昼間コースに在籍する修士課程33名、博士後期課程24名である。規制の特例により、夜間コースに外国人留学生を積極的に受け入れることによって、今後毎年、夜間コース修士課程入学定員215

名の 10%に相当する 21 名及び博士後期課程入学定員 15 名の 10%に相当する 1 名の受入れを目指す。

こうした取組みにより高度職業人の育成機能が強化されることにより、地域の産業の 活性化が見込まれる。

(4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業並びに修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設による経済的・社会的効果

IT等の情報関連連サービス業は、日本の産業の根幹を担う分野であり、今後も高い成長が期待できる。最近の情報関連産業の大きな流れとして、プログラミングを中国や台湾などに外注して人件費を安く押さえようとする企業が増えてきている。自動車などの製造業のように、情報産業界にもいわゆる空洞化が起りつつあるのが現状である。

プログラミングが完全に海外で行われるようになった場合は、日本ではシステム設計という、より高度な技術が要求される作業を行う事が情報産業(特にシステム開発を主に行っている企業)にとって健全に経営活動を継続させるための重要な手段となる。つまり、日本のIT関連産業の発展は、より高度な技術者を育成できるかにかかっている状況にある。

本特例措置により基本情報技術者試験、初級システムアドミニストレータ試験の合格者が輩出され、新宿区の企業に就職することにより、新宿区のIT関連企業の生産性を高めて業績を向上させ、その結果として地域経済、ひいてはわが国全体の経済活性化がもたらされることが期待できる。

8 特定事業の名称

121C 2-11C-12	
• 816	学校設置会社による学校設置事業(別紙 参照)
• 801-1、821	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業(別紙 参照)
• 828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業(別紙 参照)
• 829	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業(別紙 参照)
• 508	夜間大学院留学生受入れ事業(別紙 参照)
• 1131	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験
を	免除する講座開設事業
• 1132	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開
記	事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)地域経済活性化の促進

本区では、民間企業とのパートナーシップによる地域活性化を標榜しているが、職業 能力開発に重点をおいた大学が設立されれば、大学が有する職業に関するノウハウや大 学が輩出する高度専門職業人によるコミュニティービジネス支援、地域密着型企業の活 性化を促す効果を期待することができる。更に、地元企業と大学の間で学生の実務研修に関する提携を行えば、インターンシップ等により、地元企業の発展を促すこととなり、 地元企業が発展することにより基礎自治体の経済基盤拡充に大きく寄与する。

(2)新しいビジネスの創出

新宿区は、「産業都市『新宿』」の実現に向けて取り組んでいるところである。区立産業会館を中小企業支援の拠点として位置づけ、経営改革や新産業の創出、後継者や企業家育成などを行っている。本区に開校する実践教育に重点をおいた大学との連携や、高度なIT技術に関する国家資格を修得することのできるインフラが充実することにより、新しいビジネスへの創出に繋げることができる。

また、高い専門性を有した人材が、地域に輩出されることにより、新宿区の産業の活性化に大きく寄与する。

(3)多文化の交流

新宿区の外国人登録者数は、平成16年7月1日現在で約3万人であり、区民の約1割が外国籍である。新宿区では、このことを区の特性として積極的に捉え、「多文化共生のまちづくり」をキーワードに、国籍や民族等の異なる人びとがお互いの文化を認め、理解し合い、共に地域で生きていくことのできるまちの実現を目指している。

夜間大学院に入学した留学生が、ボランティア等の活動を通じて地域社会と交流することにより、地域における多文化共生のまちづくりの促進に大きく寄与する。

1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反 町 勝 夫

住所:東京都港区愛宕2-5-1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 > 株式会社 東京リーガルマインド

- <事業が行われる区域> 新宿区の全域
- <事業の開始時期> 平成17年4月~
- <事業により実現される行為>
 株式会社東京リーガルマインドが大学の設置主体となることを認める

5 当該規制の特例措置の内容

株式会社東京リーガルマインドは、同地域において長年高度な職業専門教育を行ってきたが、さらにこれを大学と認めることで、新しいビジネスを自ら立ち上げようとする専門人材など、地域経済を担う人材を育成するという地域のニーズに応えていく。これまで、同社は司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供していることから、専門実務を意識した高度な職業教育を行い、即戦力となる人材の育成ができると考えられる。

従って、本特例措置を適用して同社が大学を設置し、新しいビジネスを立ち上げる 人材や総合法律情報の専門家を輩出することにより、地域の新しいビジネスの発展に 貢献することが期待できる。

セーフティネットについて

株式会社東京リーガルマインドは、これまでも法人税等を納めつつ大学同様の教育を、助成金等を受けずに行ってきており、経営基盤に問題はない。また、長年に渡り、教育事業を展開しており、商法等に基づく情報開示、コンプライアンス(法令等遵守)体制の整備等、適切なコーポレートガバナンス(企業統治)が行われている。

しかしながら、万一経営支障が生じた場合、又はおそれがあると認められる場合には、学生の募集停止、募集停止後の就学指導、他学校への編入支援など、独自のセーフティーネットの案も提案されており、問題なく運営を実施できると判断するため、 規制の特例措置の必要性および適合性を認める。

また、事業者が大学を設置するにあたっては、新宿区においても経営状況の把握に 努めるとともに、さらに、万一経営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると 認められる場合に備え、学生の適切な就学が維持できるよう、新宿区内部の担当を予 め決めておき、近隣所在の大学等の転入学に関する情報収集、協力要請に努める。ま た、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、事業者との連携により、 学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、 紹介を行うこととする。

1 特定事業の名称

801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反 町 勝 夫

住所:東京都港区愛宕2-5-1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

- <事業関与主体 > 株式会社東京リーガルマインド
- <事業が行われる区域> 新宿区の全域
- < 事業の開始時期 > 平成 1 7 年 4 月 ~
- <事業により実現される行為> 校地・校舎借用による大学設置

5 当該規制の特例措置の内容

事業者が設置を希望する地域においては教育上の特段のニーズがあるが、当該地域において校地・校舎を自己所有することは困難であると認められる。

本計画を実施する地域は大学、民間企業等が集積している都心部である。この地域はキャリアアップ志向が強い人々が多いことから、専門・高度な職業能力を自ら育成したいというニーズは特に高い。このような地域に株式会社立大学を設置することによって、設置地域から地理的に近い地域の職業人に、就業時間後でも通える専門教育の機会を提供し、地域の活性化へと繋げることができる。さらにこれらの地域に大学・専門職大学院を設置することにより、その地域に勤務する研究者や異業種の実務家との交流が生じることを期待できるほか、地域企業への労働力供給、学生にとっての、実務実習の場の提供を誘導することにも繋がる。

また、校地・校舎を自己所有することが困難な理由については、本計画の事業体である株式会社は、学校法人と違って、補助金を受け取っていないうえに、法人税・地方税・固定資産税・消費税を納入し、市場原理に基づいて事業を行っているため固定資産税等の圧縮を図る必要がある。

一方、事業者から学校を設置する地域は、企業等が集積し地価の高い商業地域であ

る。このような地域では市場原理に基づいて、事業者はオフィスビルのテナントを賃借するという形で借り受けて事業を営むのが通常である。市場原理に基づいて教育サービスを提供する株式会社が、地価の非常に高い地域において校地・校舎を自ら所有して事業を行うことは、経営的にも過大なリスクを背負うことになる。このような地価が高い地域においては、施設を自己所有することよりも、教師陣や教育内容の充実に充てる方が有益である。

以上により、本計画を実施するにあたって、各事業者に自己所有の校地・校舎の取得を求めることは困難であると認める。

- 1 特定事業の名称
 - 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社東京リーガルマインド
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - < 事業関与主体 > 株式会社東京リーガルマインド
 - <事業が行われる区域> 新宿区の全域
 - <事業の開始時期> 平成17年4月~
 - <事業により実現される行為> 株式会社東京リーガルマインドによる運動場の代替措置を講じた大学設 置
- 5 当該規制の特例措置の内容

本件特例を受けようとする株式会社東京リーガルマインドは、平成 16年2月16日に文部科学大臣より LEC 東京リーガルマインド大学(以下「当該大学」と略す)の設置認可を受け、平成17年4月より新宿区内の中心市街地において大学運営が行われる予定である。

当該大学は、土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺の中心市街地で運営される予定であり、キャンパス近隣に運動場を設けるスペースが存在しない。そのため、運動場はキャンパスから離れた郊外に設置せざるをえない。しかし、郊外の運動場では学生に不便をかけることとなる。

このため、代替措置として学外スポーツ施設等と提携するなどの措置 を講じることとする。また本区としても、むしろ郊外に運動場を設置す ることよりも望ましい措置であると考えている。

なお、当該大学は「キャリア学」を専攻分野としており、「体育」等の

科目を設けていないため、教育・研究に支障を生じないものと認められる。

新宿区の交通アクセスや多様な人材・産業・情報の集積、豊富な企業 集積を考えると、新宿区での専門性を重視した大学設置は意義あるもの である。

以上により、本計画の実施に際し、事業者に運動場の設置を求めることは困難であり、また運動場の設置を求めずとも教育・研究に支障を生じないものと認められるため、代替措置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

1 特定事業の名称

829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反 町 勝 夫

住所:東京都港区愛宕2-5-1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日

4 特定事業の内容

<事業関与主体>

株式会社 東京リーガルマインド

<事業が行われる区域>

新宿区の全域

<事業の開始時期>

平成17年4月~

<事業により実現される行為>

株式会社東京リーガルマインドが空地を設けることなく、新宿区で大学の運営を 行うことができる。

5 当該規制の特例措置の内容

株式会社東京リーガルマインドは、土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺の中心市街地で大学の運営を行うため、大学設置基準第34条に定められている「学生の休息・その他に利用するのに適当な空地」のようなスペースを校舎外に別に確保するのは非常に困難な状況にある。

校舎内においてそのような環境が確保されていれば、それとは別に空地が確保されていなくても、学生にとって、休息、その他に利用する環境が整うと考えられる。具体的には、本特例措置を適用しても、当該大学は、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用や、別紙 の運動場と同様、学外施設との提携等を行うとしており、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有するので、大学の教育・研究上も支障はないものと考えられる。

また、新宿区の交通アクセスや多様な人材・産業・情報の集積、豊富な企業集積を考えると、新宿区での専門性を重視した大学設置は意義あるものである。

以上により、本計画を実施するにあたり、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

- 1 特定事業の名称
 - 508 夜間大学院留学生受入れ事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 法政大学大学院研究科
- 3 **当該規制の特例措置の適用の開始の日** 構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - <事業関与主体> 法政大学
 - <事業が行われる区域> 新宿区の全域
 - <事業の開始時期> 平成17年4月~
 - <事業により実現される行為>

新宿区内で、社会人大学院として夜間開講している法政大学大学院の経済学研究 科経済学専攻、政治学研究科政治学専攻、経営学研究科経営学専攻、政策科学研究 科政策科学専攻、環境マネジメント研究科環境マネメント専攻及び経営学研究科キャリアデザイン学専攻に、平成17年度以降入学しようとする海外からの留学希望者の入国・在留諸申請について、専ら夜間通学して教育を受ける場合を除外している現行の在留資格「留学」の基準を適用しないことにより、留学生の受入れを促進する。

< 特例事業の対象となる研究科・専攻に関する情報 > 名称 法政大学大学院 校舎の位置 東京都新宿区市谷田町 2 - 1 5 - 2

- (1) 経済学研究科経済学専攻夜間コース(定員 修士80名、博士15名)
 - a. 設立 平成4年4月1日
 - b. 目的 社会人を対象として高度職業人教育を実施する大学院
 - c. プログラム概要

金融市場プログラム

最先端の金融・経済理論と内外の金融政策・実務との橋渡しとなる知識の 体系的教育を重視し、金融人材を育成する。

国際開発プログラム

援助行政、技術教育、開発調査・研究、開発教育、民間経済協力、NGO、ジ

ャーナリズム等の分野で中核となる人材を育成する。

都市政策プログラム

魅力的な都市づくり、町づくりを担うことができる多様な知識と経験を持った人材を育成する。

エコノメトリックス・プログラム

情報化社会のさまざまな分野で最先端の計量分析を行える応用的エコノミストを育成する。

経済学プログラム

持続可能な高齢化社会を設計する応用的エコノミストを育成する。

- (2) 政治学研究科政治学専攻夜間コース(定員 修士50名)
 - a. 設立 平成10年4月1日
 - b. 目的 社会人を対象として高度職業人教育を実施する大学院
 - c. プログラム概要

政策研究プログラム ポリシー・スタディーズコース

政策形成に必要とされる基礎的な調査・研究能力を持ち、個別の政策領域 で有効な政策を形成できる人材を育成する。

政策研究プログラム アドミニストレーションコース

組織を政策志向へと転換させ、組織環境を整えることのできる人材を育成する。

- (3) 経営学研究科経営学専攻夜間コース(定員 修士110名、博士15名)
 - a. 設立 平成4年4月1日
 - b.目的 社会人を対象として高度職業人教育を実施する大学院
 - c. プログラム概要

企業家養成・国際経営コース企業家養成サブ・コース

新規に事業を始めようとする企業家、事業継承する次世代経営者、企業内で新規事業を開発する社内企業家及びリスク・キャピタルの供給を中心とする活動によりベンチャー企業を支援するベンチャー・キャピタリストを育成する。

企業家養成・国際経営コース企業家養成サブ・コース

国際的な視点から経営学・経済学の領域にアプローチすることにより、国際化する企業の経営課題を幅広く理解できる人材を育成する。

人材・組織マネジメントコース

人材開発、組織開発をめぐる諸領域で研究を深め、さまざまな組織で人的 資源管理や組織マネジメントを行える人材を育成する。

マーケティング・サービスマネジメントコース

マーケティングの理論及び定量的・定性的なデータ分析手法を身につける とともに、今日的課題であるサービスマネジメントを修得した人材を育成す る。

アカウンティング・ファイナンスコース

会計とそれに関連する諸領域を体系的に修得することによりレベルアップした経理人及びファイナンス理論とその適用方法を身につけた財務管理、証券分析、資産運用に関わるビジネスパーソンを育成する。

- (4)政策科学研究科政策科学専攻夜間コース(定員 修士80名、博士15名)
 - a. 設立 平成13年4月1日
 - b.目的 社会人を対象として高度職業人教育を実施する大学院
 - c.プログラム概要

地域・コミュニティ政策プログラム

調査研究をベースに地域やコミュニティを基点とした独創的な政策形成を 行える人材を育成する。

組織政策プログラム

国内外の事例研究をもとに、組織戦略、組織構造及び組織政策を構想できる人材を育成する。

環境政策プログラム

環境問題の解決の方法を多様な方向から探究し、行政、企業、市民団体に おいて環境問題の解明と解決を担う人材を育成する。

- (5)環境マネジメント研究科環境マネジメント専攻夜間コース(定員 修士70名)
 - a. 設立 平成15年4月1日
 - b.目的 社会人を対象として高度職業人教育を実施する大学院
 - c.プログラム概要

環境経営プログラム

環境マネジメントの実務に関する専門知識を備え、企業の現場で貢献できる人材を育成する。

地域環境共生プログラム

地方自治体、NPO・NGO、市民運動など、環境の保全、環境問題の緩和・解決の担い手となる人材を育成する。

国際環境協力プログラム

援助実施機関、国際機関、NGO・NPO等の場で、開発途上国の環境改善努力に貢献できる人材を育成する。

- (6)経営学研究科キャリアデザイン学専攻夜間コース
 - a. 設立 平成17年4月1日
 - b.目的 社会人を対象として高度職業人教育を実施する大学院
 - c.プログラム概要

社会の各方面で人の発達を支援し、自ら成長する高度職業人を育成する。 具体的には組織の人事・教育部門のプロフェッショナルや部下を持つリーダー、進路・就職の指導にあたったり、キャリアを焦点にすえて教育研究の仕組みを考える大学や学校の専門職、人材ビジネスの起業家等を育成する。

5 当該規制の特例措置の内容

法政大学大学院研究科夜間コースに入学する留学生に対する「留学」の在留資格の付与により、夜間コースの高度職業人養成機能を強化することができる。

夜間コースでは、社会の第一線で活躍する社会人が、大学院のプログラムを学ぶと共に、多様な企業、行政、NPO等に所属する学生と交流することにより、知的交流を重ね、現職でのキャリア・アップあるいは新たな職業分野への積極的進出を図っている。

特に、夜間コースの各プログラムの研究教育対象は、国際化やグローバリゼーションの流れと不可分の関係にあり、諸外国での就学・就労経験がある留学生の参画による相互交流が期待されている。

しかし、現状では夜間大学院については在留資格「留学」が認められていないため、 他の種類の在留資格を取得できない限り留学生の受入れができず、十分な成果を上げる ことが困難になっている。

このため、「夜間大学院留学生受入れ事業」の特例措置により、海外からの留学生の受入れ体制を整備して優秀な留学生に門戸を開き、多様な知識・技術を持つ学生相互の交流を実現し、高度職業人教育機能の強化を図りたい。留学生を含めた学生相互の交流には、相互理解と多文化交流を促進する効果も期待できる。更に、修了生が企業、行政等多様な分野で活躍するとともに、高度な知識を修得し帰国した修了生との国際的ネットワークが構築されることにより、地域経済の活性化につながるものと期待される。

また、留学生が、在学中ボランティア等の活動を通じて地域社会と交流することにより、地域における外国人と日本人との多文化交流と共生を促進していくことも期待される。

なお、これまでも、法政大学の通常の学部・大学院の昼間課程では、わが国の最先端知識・技術を学びたいという外国人留学生が多く学んでおり、留学生に対する適切な在籍管理を行っている。

大学院の夜間コースについても、同様に以下の管理を実施する。

留学生の在籍管理については、法政大学国際交流センターにおいて、各年度の前期に 法政大学独自の様式による学生管理用書類の提出を義務付け、そこで在留資格の期限や 種類を把握している。また各年度の後期には、留学生一人一人に対し、在籍確認の署名 を義務付けることで、管理の徹底に努めている。

大学院留学生の学籍管理や連絡先の管理については、法政大学大学院事務部大学院課において担当している。万一、留学生の欠席が続く場合には、大学院事務部大学院課にから留学生宅等へ照会することになっており、入国管理局からの要請がある場合には同局に協力し適正に対処する体制を敷いている。

法政大学大学院夜間コースでは、専任教員が指導教員となり、演習科目等を通じて修士論文指導にあたっている。このため学生の就学状況等がマンツーマンにより個別に管理できるようになっており、留学生についても同様の管理を実施する。

各種奨学金の受給状況、資格外活動許可申請など留学生に関わる事項についても、関係する事務担当部局と緊密な連携を図る。

1 特定事業の名称

1 1 3 1

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設 事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 学校法人電子学園 日本電子専門学校 設置者 理事長 多 忠和

住所:東京都新宿区百人町1-25-4

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - <事業関与主体>
 学校法人電子学園 日本電子専門学校
 - < 事業が行われる区域 > 東京都新宿区の全域
 - <事業の開始時期> 平成17年4月~
 - < 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 > 初級システムアドミニストレータ講座 別添資料 1 のとおり
 - <修了認定の基準>

当該認定に係る講座を7割以上の出席をもって履修後、修了認定に係る試験を受験 し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

- <修了試験の実施方法>
 - (1) 修了認定に係る試験は当該講座ごとに年2回実施する。実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。
 - (2) 修了認定に係る試験は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設で実施する。
 - (3) 修了認定に係る試験は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用し、試験結果を独立行政法人情報処理推進機構に報告するものとする。
 - (4) 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。
- 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が認定講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合に、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識を免除するものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修 了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるが、本特例措置を受けようとするも のは、以前に通商産業省(現経済産業省)が実施した「情報化人材育成学科認定制度」 において本特例措置と同等な講座の運営を行ってきた実績がある。

そのような者が修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座を開設し、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図り、システムアドミニストレータのより効果的な育成を目指すことにより情報産業活性化などの地域経済の発展に貢献することが期待できる。

1 特定事業の名称

1 1 3 2

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 学校法人電子学園 日本電子専門学校 設置者 理事長 多 忠和

住所:東京都新宿区百人町1-25-4

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - <事業関与主体>
 学校法人電子学園 日本電子専門学校
 - < 事業が行われる区域 > 東京都新宿区の全域
 - <事業の開始時期> 平成17年4月~
 - <経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画>
 - (1) 基本情報技術者講座(Aコース) 別添資料2のとおり
 - (2) 基本情報技術者講座(Bコース) 別添資料3のとおり
 - (3) 基本情報技術者講座(Cコース) 別添資料4のとおり
 - (4) 基本情報技術者講座(Dコース) 別添資料5のとおり
 - <修了認定の基準>

当該認定に係る講座を7割以上の出席をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

- <修了試験の実施方法>
 - (1) 修了認定に係る試験は当該講座ごとに年2回実施する。実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。
 - (2) 修了認定に係る試験は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設で実施する。
 - (3) 修了認定に係る試験は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使

用し、試験結果を独立行政法人情報処理推進機構に報告するものとする。

(4) 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が認定講座の修了を認められた日から 1 年以内に基本情報技術者試験を受験する場合に、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知識を免除するものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修 了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるが、本特例措置を受けようとするも のは、以前に通商産業省(現経済産業省)が実施した「情報化人材育成学科認定制度」 において本特例措置と同等な講座の運営を行ってきた実績がある。

そのような者が、修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座を開設し、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図り、情報処理技術者のより効果的な育成を目指すことによって、より多くの高度な技術を持った情報処理技術者を輩出することになり、情報産業活性化などの地域経済の発展に貢献することが期待できる。